

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

茂原市

2026 年 8 月



ご遺族のみなさまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

茂原市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外の主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

茂原市

もくじ

おくやみコーナーのご案内	P.3
市役所での手続きチェックリスト	P.5
市役所での手続き	P.6
市役所以外での主な手続き一覧	P.21
ご遺族メモ	P.23
法定相続情報証明制度	P.25
委任状	P.27
戸籍証明書等の郵送請求について	P.29

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで簡単な質問に答えるだけで該当する手続きを抽出し、手続き場所や持ち物等を確認することができます。冊子と合わせてご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12210>



こころの健康相談を利用しませんか（相談無料・毎月1回実施）

身近な人を亡くされた死別体験は、こころとからだに大きな変化をもたらします。

「気持ちが落ちこんでやる気が出ない」

「食欲がない」

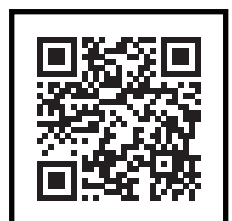
「これから先の生活が不安…」

ひとりで悩みをかかえず、お話ししてみませんか。
言葉にするだけでも心が軽くなるかもしれません。

【申し込み・問い合わせ】

健康管理課 TEL： **0475-20-1574**

こちらの予約フォームからお申し込みできます。



おくやみコーナーのご案内

茂原市では、身近な方を亡くされたご遺族の気持ちに寄り添い、市役所での手続きに関する負担を軽減することを目的に、「おくやみコーナー」を設置しました。

おくやみコーナーのご利用は、予約制となっています。

開設日時は、毎週火曜日・水曜日・木曜日（祝日・年末年始除く）の午前 9 時 30 分・午後 2 時（1 日 2 組）となります。

お手続きの流れ

STEP 1

行政サービスの確認

おくやみハンドブック等を参考に、亡くなられた方が受けていた行政サービスをご確認ください。

STEP 2

おくやみコーナーの予約

来庁希望日の 5 開庁日前までにご予約が必要です。

死亡届出後、1 週間から 10 日程度経過した後のご予約をおすすめします。

ご予約は、インターネットや電話で行うことができます。

インターネットでの予約

下記の二次元コードからお申込みください。



電話での予約

平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間内に、下記へお電話ください。

茂原市役所市民課

TEL：0475-20-1502（直通）

※土曜、日曜、祝日、年末年始
（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

STEP 3

予約当日

茂原市役所の 2 階市民課までお越しいただき、職員にお声がけください。
「おくやみコーナー」にご案内いたします。

注意事項

- ◆対象となる方は、茂原市に住民登録されていた方のご遺族となります。
- ◆お手続きによっては、60 分以上かかる場合や、担当部署の窓口ご案内する場合があります。
- ◆お持ちいただくものや、お手続きの内容等により一度で終わらない場合があります。
- ◆関係部署と個人情報を含む情報を共有することになりますので、同意を得られない場合はおくやみコーナーの利用はできません。
- ◆ご予約いただいた電話番号やメールアドレスに、担当部署からご連絡を差し上げる場合があります。

おくやみコーナーご予約の前に

ご予約いただく際に、主に下記の事項をお伺いいたします。事前にご確認ください。

①亡くなられた方			
氏名：	亡くなられた日：	生年月日：	
住所：			
②来庁される方（ご遺族）			
氏名：	亡くなられた方との続柄：	電話番号：	
住所：			
③喪主			
氏名：	亡くなられた方との続柄：	電話番号：	
住所：			
葬儀執行日（告別式）：		会葬礼状等の有無：	
④来庁予定日（5 開庁日以降）	令和	年	月 日（ ） 時～

おくやみコーナー持ち物チェックリスト

ご来庁の際に必要なとなる代表的な持ち物を掲載しています。持ち物の確認にご活用ください。
※以下に示した例以外に必要なものがある場合があります。各種手続き欄に記載していますので、そちらもご確認ください。

来庁される方の本人確認書類			
☐	（公的機関が発行した顔写真付きのもの 1 点または顔写真のないものは 2 点）		
☐	1 点 <u>顔写真付きのもの</u> 例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど 2 点 <u>顔写真のないもの</u> 例) 健康保険の資格確認書、年金証書・年金手帳など		
お手続きに必要なもの（例） お手続きによって、必要なものが異なります。			
☐	印鑑（届出者 喪主 相続人代表者）※認印可。朱肉を使う印のみ。		
☐	預貯金通帳（届出者 喪主 相続人代表者）※振込先が確認できるもの。		
亡くなられた方が、印鑑登録をしていた場合			
☐	印鑑登録証		
亡くなられた方が、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合			
☐	葬儀の領収書または会葬礼状（葬儀を行った方がどなたかわかるもの）		
☐	資格確認書または資格情報のお知らせ（国保・後期）		
☐	限度額適用認定証（国保）	☐	特定疾病療養受療証（国保・後期）
亡くなられた方が、障害福祉サービスを利用していた場合			
☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳		
☐	各種助成制度受給者証（重度心身障害者医療費助成受給券など）		
亡くなられた方が、介護保険の資格を有していた場合			
☐	介護保険被保険者証	☐	介護保険負担割合証
☐	介護保険負担限度額認定証		

市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方が以下に該当する場合は、担当窓口またはおくやみコーナーでの手続きが必要となります。

区分	亡くなられた方の状況	該 当	主な手続き	担当窓口	参照 ページ
住民 登録等	3人以上世帯の世帯主だった方	☐	世帯主の変更	市民課	P.6
	印鑑登録をされていた方	☐	印鑑登録証の返却または破棄		P.7
	マイナンバーカードを所持していた方	☐	マイナンバーカードの保管について		
戸籍		☐	戸籍の証明について		
健康保険	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者だった方	☐	資格確認書等の返却 葬祭費支給申請	国保年金課	P.8
国民年金	国民年金のみを支給されている方	☐	未支給年金の請求		
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちだった方	☐	各種障害者手帳の返還	障害福祉課	P.9
	特別児童扶養手当・特別障害者手当等を受給されていた方	☐	各種手当の喪失・変更		P.10
	自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証・通所受給者証をお持ちだった方	☐	各種受給者証の返還・変更		
	重度心身障害者医療費の助成を受けていた方	☐	受給券の返還		
介護保険	介護保険の資格を有していた方	☐	介護保険被保険者証等の返却	高齢者支援課	P.11
高齢者福祉	緊急通報装置(あんしん電話)・老人福祉電話を利用していた方	☐	緊急通報装置等の返却		
子育て	児童手当を受給されていた方	☐	受給者変更等の届出	子育て支援課	P.12
	児童扶養手当を受給されていた方	☐	受給者変更等の届出		P.13
	ひとり親家庭等医療費等助成を受けていた方	☐	受給者変更等の届出		
	保育所・学童クラブを利用していた方	☐	口座振替依頼申込書(変更)	保育課	
税金	市税を課税されていた方	☐	相続人代表者の指定届出	市民税課 (固定資産税のみ 資産税課)	P.14
	原動付自転車(125cc以下)等を所有していた方	☐	廃車・名義変更の届出		
犬	犬を飼っていた方	☐	畜犬の所有者の変更	環境保全課	P.15
農地 (農業)	農地を所有していた方	☐	名義変更の届出	農業委員会	
	農業集落排水を使用していた方	☐	変更または廃止の届出	農政課	P.16
	農地の貸借を行っていた方	☐	変更または廃止の届出		
森林	森林を所有していた方	☐	土地所有者届出		
道路・河川	道路・河川等に占有物件を所有していた方	☐	名称等変更届	土木管理課	P.17
市営住宅	市営住宅に入居していた方	☐	市営住宅に関する手続き	建築課	
空き家	住んでいた住宅が空き家になる方	☐	空き家に関する相談		
奨学資金	奨学生・借受人・連帯保証人だった方	☐	死亡届・変更届	教育総務課	P.18

※ 一部の手続きについては、本納支所のできる場合があります。詳しくは、事前にそれぞれの担当窓口までお問合せください。

市役所での手続き

茂原市役所 ☎ 0475-23-2111(代表)

世帯主変更の手続き

◇ 亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合は、世帯主変更届が必要になります。(死亡時の住民登録地が本市の方は、死亡届出時に確認の連絡をいたします。)

手続きできる方

- 亡くなられた方と同一世帯の方 ※手続きできる方以外の方は委任状が必要となります。

持ち物

- 手続きされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など）

担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL: 0475-20-1502 / FAX: 0475-20-1600

期 限

死亡届出後、14日以内

印鑑登録証の返却または破棄

◇ 亡くなられた方が茂原市で印鑑登録をしていた場合は、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に印鑑登録証は無効となりますので返却または破棄してください。

持ち物

- 亡くなられた方の印鑑登録証

担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL: 0475-20-1502 / FAX: 0475-20-1600

期 限

お早めにお手続きください。

マイナンバーカードの保管

- ◇所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。
なお、相続等の手続きにおいて、亡くなった方のマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまでは保管していただいてかまいません。
不要になった段階で破棄してください。

担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL: 0475-20-1502 / FAX: 0475-20-1600

戸籍の証明

- ◇戸籍証明書は、本籍のある市区町村への請求のほか、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書(戸籍謄本)等が請求(広域交付)できるようになりました。

- 死亡記載の戸籍ができるまでに
本籍が茂原市の方は、死亡届を茂原市に届出してから1週間程度かかります。
本籍が茂原市以外の方は、本籍のある市区町村へお問合せください。
- ※どのような内容の記載がされた戸籍証明書が必要か、事前に提出先にご確認ください。

亡くなった方の配偶者・直系親族(父母・子など)が請求される場合

持ち物

- 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ※健康保険の資格確認書、年金手帳等の顔写真がない本人確認書類の場合は本籍のある市区町村へ請求となりますので請求先の市区町村へお問合せください。郵送で請求される場合は、P29をご参照ください。

亡くなった方の兄弟姉妹、代理人などが請求される場合

※請求理由により請求可能です。正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明書を発行することができません。

持ち物

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書、年金手帳など)
 - 委任状(P27～28をご参照ください。)
- ※本籍のある市区町村へ請求となりますので請求先の市区町村へお問合せください。
郵送で請求される場合は、P29をご参照ください。

担当窓口

市民課 本庁舎2階 ①番窓口 TEL: 0475-20-1502 / FAX: 0475-20-1600

資格確認書等の返却

- ◇ 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者が亡くなられた場合は、その方の資格確認書等の返還が必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなられた時の手続きは、各保険者にお問合せください。

持ち物

- 亡くなられた方の資格確認書等

担当窓口

国保年金課 本庁舎 2 階 ② 番窓口 TEL : 0475-20-1503 / FAX : 0475-20-1600

期 限

お早めにお手続きください。

葬祭費支給申請

- ◇ 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者が死亡した場合、その方の葬儀を行った方は申請が必要です。

その他の健康保険の加入者が亡くなられた時の手続きは、各保険者にお問合せください。

持ち物

- 葬儀を行った方の口座番号等がわかるもの
- 葬儀の領収証または会葬礼状（葬儀を行った方がどなたかわかるもの）

担当窓口

国保年金課 本庁舎 2 階 ② 番窓口 TEL : 0475-20-1503 / FAX : 0475-20-1600

期 限

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

未支給年金請求

◇ 国民年金のみを支給されている方が亡くなられた場合は、請求の手続きが必要です。

※年金を受けることなく亡くなられた時は、国民年金保険料の納付月数により死亡一時金の該当になる場合があります。

持ち物

● 手続きにより必要書類が異なりますので、担当窓口にお問合せください。

担当窓口

国保年金課 本庁舎 2 階 ② 番窓口 TEL : 0475-20-1503 / FAX : 0475-20-1600

期 限

亡くなられた日の翌日から 5 年
(死亡一時金については亡くなられた日の翌日から 2 年)

各種障害者手帳の返還

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

◇ 亡くなられた方が各種障害者手帳をお持ちの場合は、手続きが必要です。

持ち物

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

担当窓口

障害福祉課 本庁舎 2 階 ④ 番窓口 TEL : 0475-20-1666 / FAX : 0475-20-1610

期 限

速やかにお手続きください。

各種手当の喪失・変更

- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 重度心身障害者福祉手当

◇ 亡くなられた方が各種手当を受給していた場合は、手続きが必要です。

持ち物

● 手当の種類により手続きに必要なものが異なります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL: 0475-20-1666 / FAX: 0475-20-1610

期 限

速やかにお手続きください。

各種受給者証の返還・変更

- ・ 自立支援医療受給者証
(精神通院、更生医療、育成医療)
- ・ 障害福祉サービス受給者証
(地域相談支援受給者証)
- ・ 通所受給者証

◇ 亡くなられた方が各種受給者証をお持ちの場合又は通所決定保護者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

持ち物

● 受給者証の種類により手続きに必要なものが異なります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

担当窓口

障害福祉課 本庁舎2階 ④番窓口 TEL: 0475-20-1666 / FAX: 0475-20-1610

期 限

速やかにお手続きください。

重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届

- ◇ 亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受けていた場合は、受給券の返還が必要です。

持ち物

- 重度心身障害者医療費助成受給券
- 受給者本人以外の通帳等

担当窓口

障害福祉課 本庁舎 2 階 ④ 番窓口 TEL : 0475-20-1666 / FAX : 0475-20-1610

期 限

速やかにお手続きください。

介護保険被保険者証等の返却

- ◇ 介護保険の資格を有していた方が亡くなられた場合は、その方の介護保険被保険者証等の返還が必要です。

持ち物

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証等

担当窓口

高齢者支援課 本庁舎 2 階 ⑤ 番窓口 TEL : 0475-20-1572 / FAX : 0475-20-1610

期 限

お早めにお手続きください。

緊急通報装置 (あんしん電話)、老人福祉電話の返却

- ◇ 亡くなられた方が緊急通報装置 (あんしん電話)、老人福祉電話を利用していた場合は、手続きが必要です。

持ち物

- 担当課にお問合せください。

担当窓口

緊急通報装置 (あんしん電話) については、

高齢者支援課 地域包括支援室 本庁舎 2 階 ⑥ 番窓口 TEL : 0475-20-1583 / FAX : 0475-20-1610

老人福祉電話については、

高齢者支援課 本庁舎 2 階 ⑤ 番窓口 TEL : 0475-20-1572 / FAX : 0475-20-1610

期 限

お早めにお手続きください。

児童手当の手続き

- ◇ 児童手当の受給者が亡くなられた場合は、未支給分の手当を支給対象児童が請求する手続きが必要です。
- ◇ 新たに受給する方の認定請求書の提出が必要です。

持ち物

- 手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など）
- 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの
- 新たに受給する方の口座情報がわかるもの

担当窓口

子育て支援課 本庁舎 8 階 TEL : 0475-20-1573 / FAX : 0475-20-1606

期 限

受給者が亡くなられた日と同月内、または亡くなられた日が月末に近く、申請が翌月になる場合は亡くなられた日の翌日から起算して15日以内

児童扶養手当の手続き

- ◇ 児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合は、未支給分の手当を支給対象児童が請求する手続きが必要です。
- ◇ 子を養育していた方が亡くなられ、母子又は父子家庭となった場合や、父母に代わって児童を養育する場合は、児童扶養手当の対象となる場合があります。

持ち物

- 支給対象児童名義の口座情報がわかるもの
- 新たに児童扶養手当を申請する場合の持ち物については、詳しくは子育て支援課にお問合せください。

担当窓口

子育て支援課 本庁舎 8 階 TEL : 0475-20-1573 / FAX : 0475-20-1606

期 限

新たに児童扶養手当を申請する場合、申請月の翌月分から支給の対象

ひとり親家庭等医療費等助成の手続き

- ◇子を養育していた方が亡くなられ、母子又は父子家庭となった場合や、父母に代わって児童を養育する場合は、ひとり親家庭等医療費等助成等の対象となる場合があります。

持ち物

- 詳しくは子育て支援課にお問合せください。

担当窓口

子育て支援課 本庁舎 8 階 TEL : 0475-20-1573 / FAX : 0475-20-1606

期 限

申請日から助成の対象

保育料・学童クラブ利用料等の引落口座の変更

- ◇保育料・学童クラブ利用料等の引落口座の登録が亡くなられた方名義の場合は、口座振替依頼申込書（変更）の提出が必要です。

持ち物

- 特になし

担当窓口

保育課 本庁舎 8 階 TEL : 0475-36-5656 / FAX : 0475-20-1606

期 限

お早めにお手続きください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市税の相続人代表者指定の手続き

- ◇ 納税義務者(市・県民税、固定資産税、軽自動車税など)が亡くなられた場合は、納税通知書等の書類を受領する相続人代表者の指定届の提出が必要です。

持ち物

- 相続人代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など）
- 相続人と判断できる書類（戸籍謄本など）

担当窓口

市・県民税、軽自動車税については、

市民税課 本庁舎 2 階 ⑩番窓口 TEL : 0475-20-1577 / FAX : 0475-20-1609

固定資産税については、

資産税課 本庁舎 2 階 ⑫番窓口 TEL : 0475-20-1579 / FAX : 0475-20-1609

期 限

お早めにお手続きください。
税目ごとに期限が異なりますので、お問合せください。

法務局からのお知らせ

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことに伴い、相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に法務局へ相続登記の申請をお願いします。

※令和8年4月1日から住所等変更登記が義務化されました。住所等について変更があったときは、その変更の日から2年以内に変更登記の申請をお願いします。

(詳しくは、法務省のウェブサイトでご確認いただくか、法務局へお問合せください。)

原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更

- ◇ 亡くなられた方が原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車を所有していた場合は、廃車または名義変更の届出が必要です。

持ち物

- 相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など）
- 相続人と判断できる書類（戸籍謄本など）
- 茂原市のナンバープレート
- 標識交付証明書

※相続人以外の方に名義変更する場合は、お問合せください。

担当窓口

市民税課 本庁舎 2 階 ⑩番窓口 TEL : 0475-20-1577 / FAX : 0475-20-1609

期 限

お早めにお手続きください。

畜犬の所有者の変更

◇ 登録畜犬の所有者が亡くなられた場合は、所有者の変更の届出が必要です。

持ち物

- 特になし

担当窓口

環境保全課 本庁舎 6 階 TEL : 0475-20-1504 / FAX : 0475-20-1604

期 限

お早めにお手続きください。

農地の権利を取得した方

◇ 相続（遺産分割・包括遺贈含む）等によって農地の権利を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。

法務局で相続登記後にお越しください。

持ち物

- 相続登記関係書類

担当窓口

農業委員会 本庁舎 6 階 TEL : 0475-20-1530 / FAX : 0475-20-1604

期 限

権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

農業集落排水の加入者または使用者

- ◇ 農業集落排水へ接続している建物の所有者や、農業集落排水の使用者が亡くなった場合は、手続きが必要となる場合がありますので、農政課へお問合せください。

持ち物

- 変更前後の相続関係がわかる書類（登記事項証明書、戸籍謄本など）

担当窓口

農政課 本庁舎 6 階 TEL : 0475-20-1526 / FAX : 0475-20-1604

期 限

お早めにお手続きください。

農地中間管理事業で農地の貸借を行っている方

- ◇ 農地中間管理事業で農地の貸し借りをを行っている農地所有者又は耕作者が亡くなった場合は農地のある市町村へ相続人又は推定相続人による届出が必要です。

持ち物

- 印鑑・亡くなった方との関係が分かるもの

担当窓口

農政課 本庁舎 6 階 TEL : 0475-20-1526 / FAX : 0475-20-1604

期 限

お早めにお手続きください。

森林の権利を取得した方

- ◇ 相続（遺産分割・包括遺贈含む）等によって森林（地域対象民有林）の権利を取得したときは、森林のある市町村の担当課に届出が必要です。
届出が必要な森林かどうか、お電話で確認ができますので、お問合せください。

持ち物

- 森林の土地所有者届出書
- 変更前後の相続関係がわかる書類（登記事項証明書、戸籍謄本など）
- 位置図

担当窓口

農政課 本庁舎 6 階 TEL : 0475-20-1526 / FAX : 0475-20-1604

期 限

お早めにお手続きください。

道路・河川等の占用物件の名称等変更に関する手続き

- ◇ 亡くなられた方が道路・河川等の占用物件を所有していた場合、所有者の変更の届出が必要です。

持ち物

- 特になし

担当窓口

土木管理課 本庁舎7階 TEL : 0475-20-1537 / FAX : 0475-20-1605

期 限

お早めにお手続きください。

市営住宅に関する手続き

- ◇ 亡くなられた方が市営住宅に住んでいた場合は、手続きが必要です。

持ち物

- 担当課にお問合せください。

担当窓口

建築課 本庁舎8階 TEL : 0475-20-1588 / FAX : 0475-20-1606

期 限

速やかにお手続きください。

空き家に関する相談

- ◇ 亡くなられた方が生前住んでいた住宅がある場合は、適切な管理を行ってください。
また、売却等の希望がありましたらご相談ください。

持ち物

- 特になし

担当窓口

建築課 本庁舎8階 TEL : 0475-20-1588 / FAX : 0475-20-1606

期 限

随時受付しております。

茂原市奨学資金の奨学生・借受人死亡届

◇ 奨学生又は借受人が亡くなられた場合は、提出が必要です。

提出書類等については、別途ご案内いたします。

持ち物

- 担当課にお問合せください。

担当窓口

教育総務課 本庁舎9階 TEL : 0475-20-1557 / FAX : 0475-20-1607

期 限

直ちにお手続きください。

茂原市奨学資金の連帯保証人変更届

◇ 連帯保証人が亡くなられた場合は、提出が必要です。

提出書類等については、別途ご案内いたします。

持ち物

- 担当課にお問合せください。

担当窓口

教育総務課 本庁舎9階 TEL : 0475-20-1557 / FAX : 0475-20-1607

期 限

直ちにお手続きください。

空き家の所有者又は所有する可能性がある方

亡くなられた方が生前住んでいた住宅が 空き家になっていませんか？

空き家の適切な管理をお願いします。

空き家を放置すると、倒壊や庭木の繁茂、害虫の発生、有害鳥獣の住処等により、近隣の方々等に迷惑をかける可能性があります。

空き家の所有者等には、適正に管理する責任があります。空き家が原因で近隣の方々等に被害を及ぼしてしまった場合は、空き家所有者等の責任となる可能性があります。

相続等により空き家を所有する方、又は所有する可能性のある方は、近隣の方々等に迷惑をかけないように、日頃から適切に管理しましょう。

空き家を維持管理するためにかかる費用

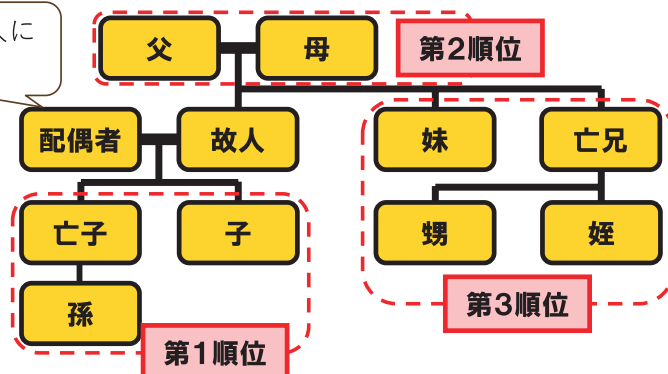
固定資産税・都市計画税
火災保険
建物が壊れた時の修繕費用
樹木等の剪定などの維持管理費用



多くの親族の方々に相続する権利があります。

多くの親族の方々が、相続する権利を持っています。
訪れたこともないような住宅の権利や管理義務を負うこともあります。

必ず相続人になります。



茂原市マスコットキャラクター モバリん

問合せ先：茂原市役所建築課住宅政策係（市庁舎8階）
TEL：0475-20-1588



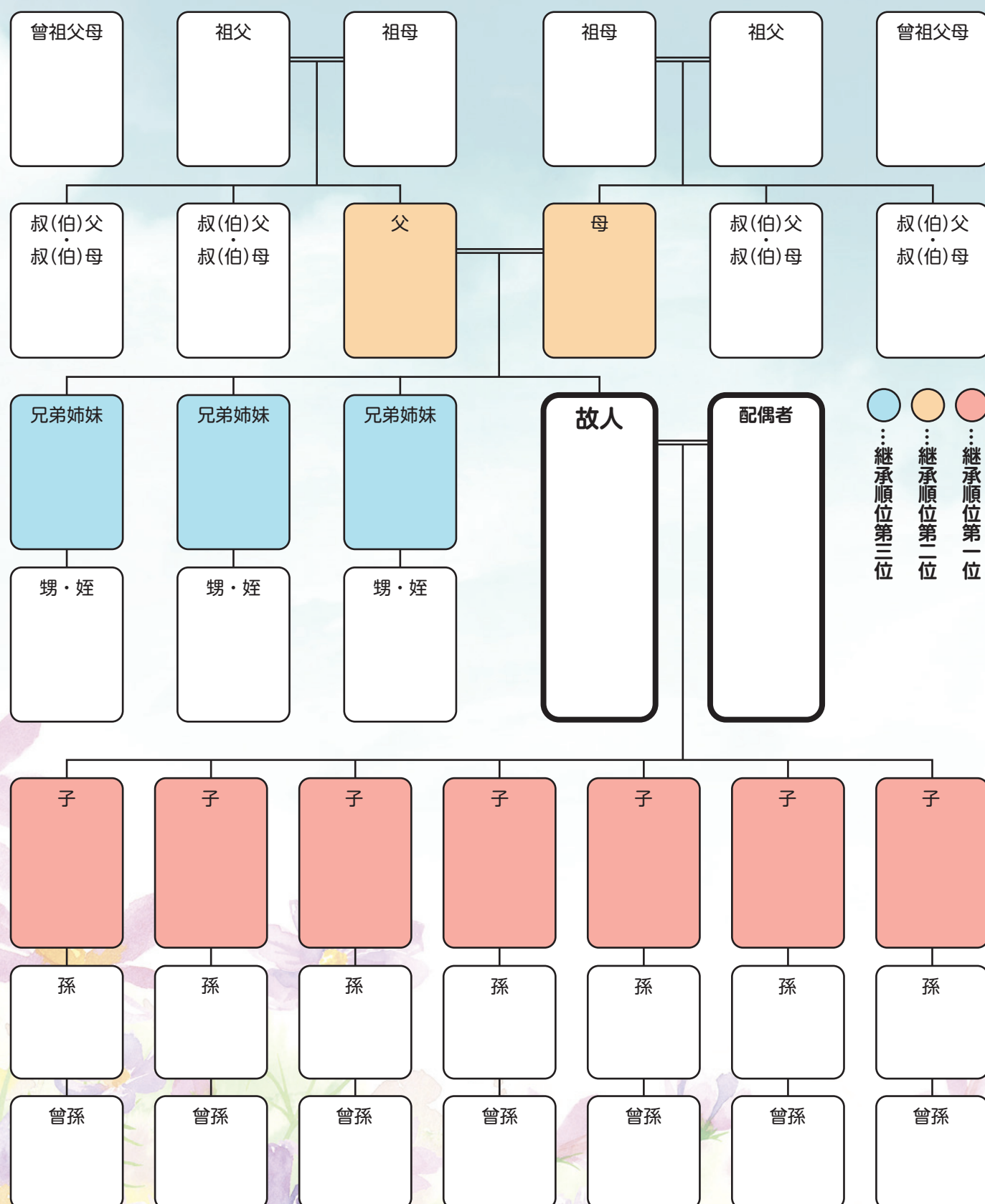
MEMO

市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問合せ先など
運転免許証	返納	茂原警察署 TEL：0475-22-0110 住所：茂原市早野新田 7
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所 TEL：050-3816-3116 FAX：0438-60-2482 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号 580-101
普通自動車	税金に関する手続き	茂原県税事務所(自動車税) TEL：0475-22-1721 FAX：0475-22-1759 住所：茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎 1 階
	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2025 FAX：0438-63-5527 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号 580-77
バイク (125cc 超)	名義変更・廃車等	関東運輸局千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2025 FAX：0438-63-5527 住所：袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77
国税	相続税の手続き	茂原税務署 TEL：0475-22-2166 住所：茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎
	所得税・消費税申告等	
農業者年金	年金に関する手続き	J A長生 ・茂原支所 TEL：0475-24-5118 住所：茂原市鷺巣103 ・本納支所 TEL：0475-34-2233 住所：茂原市本納1747
年金		ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165 ねんきんサテライト茂原 住所：茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ1 階
不動産登記		千葉地方法務局茂原支局 TEL：0475-24-2188 住所：茂原市高師台1-5-3

手続きの種類	主な手続き	問合せ先など
遺言書	遺言書の検認・開封	千葉家庭裁判所一宮支部 TEL：0475-42-3531 住所：一宮町一宮 2791
相続放棄	相続の放棄等	
生命保険等	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除の手続き	各金融機関 等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社
水道料金等	使用者変更等	長生郡市広域市町村圏組合 水道部 業務課 TEL：0475-23-9482 FAX：0475-23-9440 住所：茂原市高師 395 番地 2
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料	名義変更・解約 減免取りやめ	NHK ふれあいセンター ・名義変更・解約 フリーダイヤル TEL：0120-151515 有料ダイヤル TEL：050-3786-5003 ・減免取りやめ TEL：0570-077077 FAX：045-522-3004
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

ご遺族メモ/家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

ご遺族メモ/故人の財産について

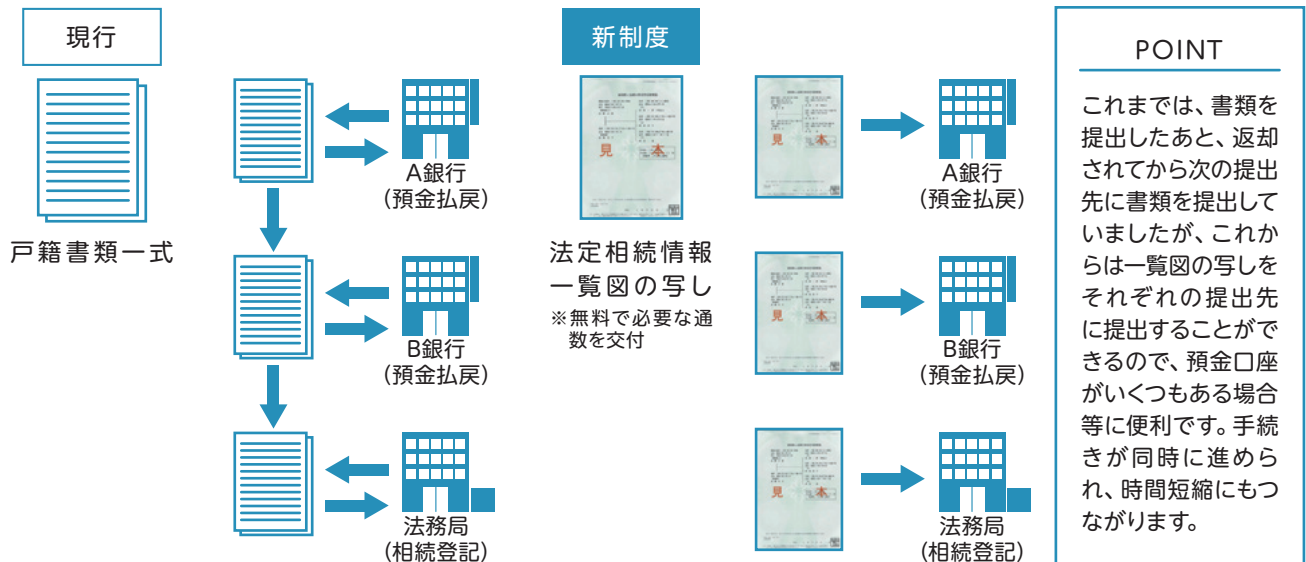
不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

① 必要書類の収集

市区町村の窓口で戸籍除籍謄本などを収集します。

② 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

③ 申出書を記入し法務局へ申出

所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を添付して法務局へ申出をします。

④ 法定相続情報一覧図の写しの交付

認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸籍除籍謄本等が返却されます。

POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する
詳しい手続きはこちら！

法務局ホームページ

検索

千葉地方法務局
<https://houmukyoku.moj.go.jp/>

MEMO

＜委任内容の記入例＞

住民票等	・ <u>茂原 太郎</u> の〔 <u>個人</u> ・世帯〕の住民票 <u>1</u> 通 ・ <u>茂原 花子</u> の除住民票 <u>1</u> 通
	下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。 ☒ 本籍・筆頭者 ☒ 世帯主・続柄 □外国人固有項目 ☒ 履歴(氏・ <u>住所</u> ・世帯主) <u>前住所：茂原市道表1番地</u> の記載のあるもの ☐ マイナンバー □住民票コード ※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は 本人宛 に郵送します。
戸籍等	・ <u>茂原 太郎</u> の記載事項証明書〔個人・世帯〕 <u>1</u> 通 ・ <u>茂原 太郎</u> の戸籍〔 <u>謄本</u> ・抄本〕 <u>1</u> 通 ・ <u>茂原 花子</u> の出生から死亡までの戸籍謄本 各 <u>1</u> 通 ・ <u>茂原 太郎</u> の附票〔 <u>謄本</u> ・抄本〕 <u>1</u> 通
	下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。 ☒ 本籍・筆頭者 □在外選挙登録地（国外在住の方のみ） □住民票コード ※附票に住民票コードを記載する場合は 本人宛 に郵送します。
住民異動届	・ <u>茂原 太郎</u> の〔 <u>身分証明書</u> ・独身証明書〕 <u>1</u> 通 ・ <u>茂原 太郎</u> の 住所変更〔<u>転入</u>・転居・転出〕 世帯変更〔世帯分離・<u>世帯合併</u>・世帯主変更〕
	上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。 〔 <u>茂原花子の婚姻から死亡までの戸籍謄本各1通</u> など〕
使用目的 (証明書の場合)	<u>相続登記</u> 手続きのため <u>法務局</u> に提出。

問い合わせ先：茂原市役所市民課 電話 0475 (20) 1502〔直通〕

《注意事項》

- ※ 委任事項に必要な通数が記載されていないものは、1通のみの交付となります。
- ※ 除住民票を委任される場合は、平成26年6月19日以前に除票になった証明書は発行できませんのでご注意ください。
- ※ 必要な方や本籍・続柄・履歴の有無などチェックされていないものは、委任された個人の本籍等（国籍等）・続柄等・履歴を省略した住民票の写しとさせていただきます。
- ※ 委任事項について確認が必要な場合がありますので、電話番号は必ずご記入ください。
- ※ 代理人は必ず本人確認書類をお持ちください。
 - ① 運転免許証／パスポート／個人番号カード（顔写真付）等の身分証明書の場合は1点
 - ② ①の身分証明書が無い場合は、健康保険の資格確認書、公的年金関係書類等を2点以上
- ※ 消せるボールペンは使用しないでください。

※なお、住所または氏名に誤りがあるなど、内容に不備がある場合は受付できません。

委任状

※委任するご本人が作成してください。

記入日 年 月 日

委任する人 (本人)	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日
	※本籍	※戸籍関係の証明を請求される場合は、必要な方の本籍・筆頭者を記入してください。		

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 (窓口に来る方)	住所		
	氏名	【代理人の方へ】 受付窓口で本人確認書類をご提示ください。	

委任する内容及び、必要な通数等を下記に記入してください。

住民票等	_____の〔個人・世帯〕の住民票 _____通 _____の除住民票 _____通 下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。 □本籍・筆頭者 □世帯主・続柄 □外国人固有項目 □履歴(氏・住所・世帯主) _____の記載のあるもの □マイナンバー □住民票コード ※マイナンバーと住民票コードを記載する場合は本人宛に郵送します。
戸籍等	_____の記載事項証明書〔個人・世帯〕 _____通 _____の戸籍〔謄本・抄本〕 _____通 _____の出生から死亡までの戸籍謄本 各 _____通 _____の附票〔謄本・抄本〕 _____通 下記の内容を載せる場合は、□にチェックを入れてください。 □本籍・筆頭者 □在外選挙登録地(国外在住の方のみ) □住民票コード ※附票に住民票コードを記載する場合は本人宛に郵送します。
住所異動届	_____の { 住所変更〔転入・転居・転出〕 世帯変更〔世帯分離・世帯合併・世帯主変更〕 }
その他	上記事項に当てはまらない事項を委任する方はご記入ください。 [_____]
使用目的 (証明書の場合)	_____手続きのため _____に提出。

この委任状は、印鑑登録関係の手続きには使えません

問い合わせ先：茂原市役所市民課 電話 0475 (20) 1502〔直通〕

戸籍証明書等の郵送請求について

◇戸籍証明書等は、**本籍地がある市区町村に郵送で交付請求**することができます。
 (ただし、返送先については、**請求された方の住所(住民登録地)**となりますのでご注意ください。)
 ※広域交付は窓口のみの請求となり、郵送請求は受付できません。

必要なもの

① 請求書

- 必要事項をご記入いただいた別紙の請求書(郵送用)。(次のページ参照)

② 請求者の本人確認書類のコピー

- 運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、健康保険の資格確認書等
 ※旅券、マイナンバー入りの通知カードは確認書類となりません。

◎代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類のコピー、委任者本人が自署または記名・押印した委任状(P27～28参照)を同封し、請求理由及び使用目的を具体的に記入してください。

③手数料(定額小為替) <※必要な戸籍の内容により証明書の通数が異なる場合があるため、請求先市区町村にご確認ください。>

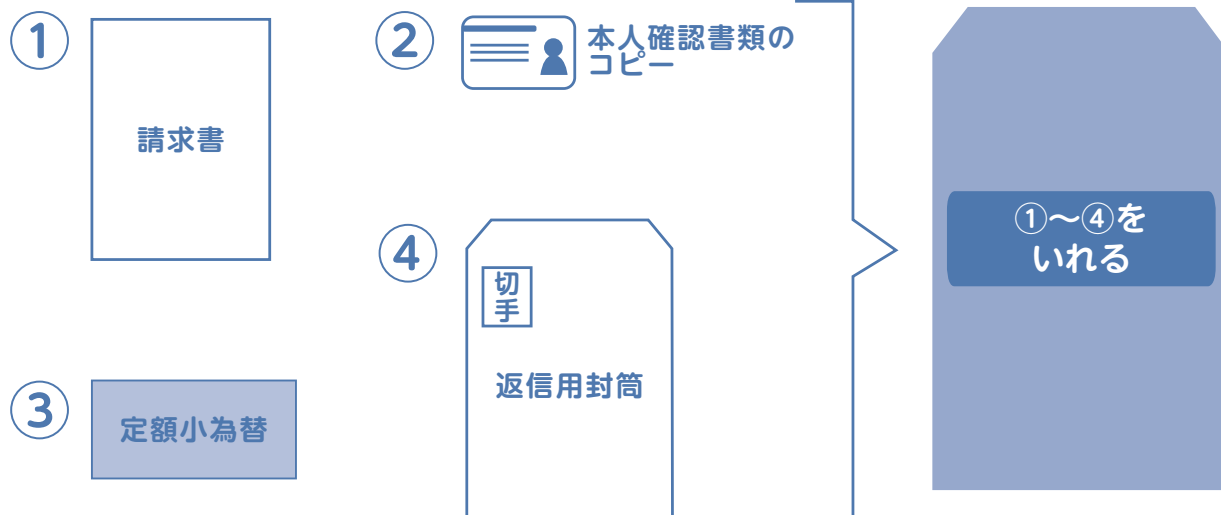
- 郵便局にてご購入いただけます。お釣りがないようにご用意ください。

全国一律		茂原市の場合	
戸籍全部(個人)事項証明	1 通 450 円	戸籍の附票	1 通 300 円
除籍全部(個人)事項証明	1 通 750 円	身分証明書	1 通 300 円
改製原戸籍謄抄本	1 通 750 円	独身証明書	1 通 300 円

※身分証明書・独身証明書は本人(親権者)のみ請求可能です。
 それ以外の方は委任状が必要になります。(P27～28参照)

④ 返信用封筒

- 返信用封筒に、返送先(請求者)の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。
 ※封筒の大きさ・重さによって金額が異なりますので、ご注意ください。
 また、お急ぎの場合は、速達料金分の切手を追加してください。
 ※郵送請求の場合、往復の配達日数と市区町村での処理日数がかかりますので、
 日数に余裕をもって請求してください。



【請求には本人確認資料の写しが必要です】

戸籍証明書等の請求書（郵送用）

（宛 先） 長

令和 年 月 日

◎請求者（代理請求の場合は代理人）について書いてください

住所				電話番号（昼間に連絡できる場所）
氏名	フリガナ	生年月日	大・昭・平・令	年 月 日
今回請求する戸籍に記載されている方との関係についてお答えください ☐ 本人 ☐ 夫・妻・子・父母・孫・祖父母→直系であることがわかる戸籍の添付が必要な場合があります ☐ その他（ ）→下記請求理由をご記入ください ☐ 代理人→委任した方と戸籍に記載されている方との関係（ ）				

*上記の関係が「その他」の場合は請求の理由を具体的に記入して下さい

☐ 権利行使又は義務履行のため ☐ 国又は地方公共団体の機関に提出するため ☐ その他 【請求理由】（確認できる書類の添付をお願いします）

◎どなたの戸籍が必要ですか

本籍	番地		
筆頭者氏名 戸籍のはじめに 書かれている方	必要な方の氏名		
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	

戸 籍	全部事項証明書（謄本）	450円	通	附 票	全部（全員分）	300円	通
	個人事項証明書（抄本）	450円	通		一部（個人分）	300円	通
除 籍	全部事項証明書（謄本）	750円	通	附票に記載が必要な事項に☑をしてください。 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 住民票コード ☐ 在外選挙登録地（国外在住の方のみ） ※住民票コードを記載する場合は本人宛に郵送します。			
	個人事項証明書（抄本）	750円	通				
改製原 戸籍	謄本	750円	通	右証明は本人以外の申請 の場合には委任状が必要 です。	身分証明書	300円	通
	抄本	750円	通		独身証明書	300円	通
							通

*相続などで必要な内容が分かっている場合には記入して下さい

☐ 氏名（ ）の出生から死亡までの戸籍、各（ ）通 ☐ 氏名（ ）の死亡の記載がある戸籍、各（ ）通 ☐ その他、証明書に記載が必要な内容があればご記入ください。 （ ）

*添付書類一覧（送付される前にチェックして下さい）

☐ 手数料（定額小為替） 郵便局で購入して下さい
☐ 返信用封筒 切手を貼って請求される方の郵便番号、住所、氏名を記入して下さい
☐ 請求者の本人確認資料の写し 住所と氏名が分かるもので有効期限内のものに限る 運転免許証／マイナンバーカード等の公の機関が発行した身分証明書 健康保険の資格確認書、公的年金関係書類等
☐ 委任状（請求の内容によって必要となる場合があります）
☐ 請求理由確認書類（ご自身、配偶者、直系親族の戸籍を請求する場合は省略できます）

*ご不明な点や手数料については、本籍地市区町村にお問い合わせください。

☆偽りその他不正の手段で交付を受けた時は三十万円以下の罰金に処せられます（戸籍法百三十五条）

（住基法四十六条）

MEMO

広告事業者一覧

持ち物の整理	株式会社エント
相 続	嶋田法務行政書士事務所
持ち物の整理	シャルネ（有限会社齊幸技建）
不動産・空き家	株式会社コーケン
終活全般	株式会社鎌倉新書
持ち物の整理	株式会社AGOT
相 続	司法書士法人最首総合事務所 茂原事務所



遺品整理は「えんど」におまかせください。

心を込めて誠実な遺品整理をお約束します。

1K30,000円からの 安心価格でご対応！

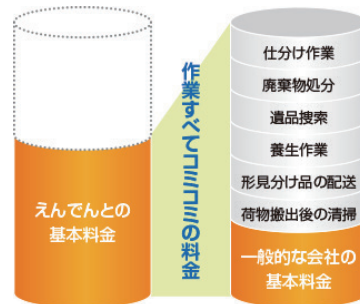
対応エリア 千葉・東京・埼玉・神奈川・茨城



基本料金	
間取り	基本料金(概込み) / 作業時間
1K	30000円～ 2時間～
1DK	49000円～ 2.5時間～
1LDK	68000円～ 3時間～
2DK	93000円～ 3.5時間～
2LDK	118000円～ 4時間～
3DK	143000円～ 5時間～
3LDK	168000円～ 5時間～
4DK	193000円～ 5時間～
4LDK	218000円～ 5時間～

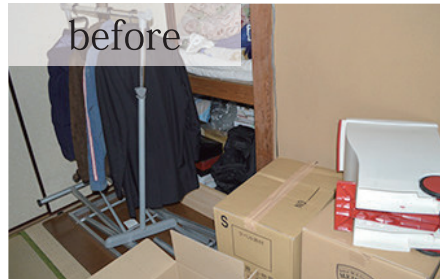
コミコミの料金体系

遺品整理に必要な作業が全て含まれております。
「わかりやすい料金体系」と「明朗会計」を心がけています。
価格一覧にある基本料金は概算の相場としてご参考いただき、
詳細の金額についてはお問合せください。



1DK作業実績例

作業時間2.5時間
費用67,000円



2LDK作業実績例

作業時間4時間
費用180,000円



遺品整理 不用品回収

えんど

<https://endento.co.jp/>

株式会社エンデント

本社 千葉縣市川市新井1-12-27

TEL:047-396-7778 FAX:047-396-7771

千葉北営業所 千葉県四街道市鹿放ヶ丘212-9

東京営業所 東京都中央区日本橋 2-2-3 リッシュビルUCF 4階



0800-111-7775

営業時間
8:00～19:00
(年中無休)

LINEから簡単に
問い合わせ



ID @endento

産業廃棄物収集運搬許可証 第 01200198060 (千葉県) 第 13-00-198060 (東京都)
一般廃棄物収集運搬業の資格を保持している事業者と提携しております。

表記金額につきまして、全て税込価格となっております。
古物商許可証 第441430000572(千葉公安委員会)

相続・遺言 家族信託専門

相続手続・遺産分割・遺産承継

預貯金・上場株式・投資信託などの金融資産／
不動産／アパート／自動車など

中小企業様の自社株式の相続手続／相続土地の
国庫帰属制度／空家問題など

多くの方は相続手続を何から始めて良いかわかりません。相続人の関係性や遺産の内容により、相続は想像以上に複雑で、多岐にわたり事案により大きく異なります。相続専門の当事務所への相談が解決の近道です。不安を任せて良かったという「安心」に変えましょう。

遺言書・遺言執行

公証役場手続・プラン作成・遺言書案作成

遺言書がなく「争族」になってしまったり、相続の話し合いが長期化することも最近は少なくありません。遺産の円滑な承継が遺言書でできます。ご家族や親族の安心のためでもあります。元気な今でしかできない準備、思い立った時が作成するときです。まずは私と一緒に現状を整理することから始めましょう。

家族信託

プラン設計・信託契約書作成・信託口口座

もし、将来認知症になったらー預金は引出せず、生活費や介護費用の支出ができない。不動産の売却や活用ができない。本人や家族が困ります。このリスクに備えるのが家族信託です。同時に相続人への財産承継の相続対策も併用できます。認知症対策と相続対策は早めが安心です。当事務所は、大切な財産と安心を守るために、プラン設計から信託契約書作成まで、コストパフォーマンス良く、サポートします。

会社・事業者様関係

自社株式の生前譲渡／自社株式の遺言や相続（遺産分割）による承継／契約書

相続税は当事務所が窓口になり税理士事務所に連携します。



代表 嶋田貴久雄プロフィール

中央大学法学部法律学科卒・法職研究室 弁護士を目指し裁判官や多くの弁護士の方々に法律分野を鍛え上げられており、弁護士事務所勤務経験、行政書士として実務に就き 15 年以上の経験。上記分野全体で実績数 250 件以上。皆様に寄添い親身に対応いたします。お気軽にご相談ください。

司法試験（旧）短答式合格 司法試験（旧）法律論文試験上位評価 行政書士会相続遺言研修会講師歴任 相続・遺言セミナー講師（2025年法人会）千葉県行政書士会東総支部役員 著作権相談員（文化庁登録）ビジネス法務エキスパート（東京商工会議所認定）

事案により他資格者・事業者と連携し対応します

250 件以上の実績数

相談無料 出張 OK

嶋田法務行政書士事務所

事務所はデニーズ・しまむら大網店

近くの大通り沿い

千葉県大網白里市仏島 38 番地 1 エイ

ワビル 202

電話 0475-53-3003

メール k-shimada@guitar.ocn.ne.jp

ホームページ

<https://chiba.shima-houmu.com/>

営業時間 9:00 ~ 18:00

電話対応は 19:00 まで可

土日祝日も予約の上対応可能



遺品整理 (特殊清掃含む)・ お片付け・空き家相談・ 草刈り・他整理など

整理清掃業界
優良事業所
として認定されて
います！



▲一部スタッフ紹介



こんなお悩みはございませんか？



- ☒ 突然のことで何から何をどうしていいかわからない
- ☒ 遠方のため自分で整理ができない。
自分達だけで整理・処分するのは大変…重いものもある…
- ☒ 買取をしてくれたり、書類や大切なものを探してほしい…
- ☒ 近隣で早く対応してくれて信頼できる業者を見つけたい
などなど

当社は生まれも育ちも**千葉県**です！

茂原市の皆さまのお役に立てることを目指しています！

他にもさまざまな業種と提携しておりますので、いろいろな悩みを
ご相談ください（家族信託・遺言書・不動産売買なども対応可能）

お気軽にお問い合わせください。



シャルネ 有限会社 齊幸技建

080-5847-3110 / 090-1238-7700

（お問い合わせは上記携帯番号までお願いいたします）

受付時間 8時～20時（緊急時は時間外対応可）年中無休

千葉県大網白里市神房 433 TEL・FAX：0475-72-2835

古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第 441200001442 号

料金表：<https://chalne.com/menu/>

LINE公式アカウント



相続について、こんなことを思っていないですか？

- ☑ 亡くなった家族名義の土地、建物があるがどうしたらよいか
- ☑ 相続を受けた土地がどこにあるか分からない
- ☑ 「土地の境界が決まっていなくて売れない」と言われた

専門家ならではのきめ細やかなサポートをお約束します。
お気軽にご相談ください。

測量の
プロフェッショナル
コーケンは、

相続で
お悩みの方に
貢献します。



〒297-0073 千葉県茂原市長尾2683-28

☎0475-25-2002

《担当者》
佐藤まで

『おくやみハンドブックを見た』とお伝えください。

代表取締役 石塚 貴大

許認可番号：測量業(10)-13594号 所属会：公益社団法人千葉県測量設計業協会



いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き
無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な**3つ**の質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の人数はわかりますか？
 - ☑ 該当する相続財産をお選びください ☑ 相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き
無料1分診断は
こちらから！



いい相続 1分診断



▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎0120-992-467

受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

『信頼できる業者に全て一括で対応して欲しい』の
ご要望にお応えしました！！



株式会社
AGOT にお任せ下さい。
遺品整理なら

思い出の整理と新たな一歩を支援

故人様の大切な思い出の品を、ご家族に代わって真心込めて整理いたします。
お片付けからその後の清掃、供養、相続や売却などの手続き、遺品整理で出た
品物のお買取りまで、アゴットならワンストップで対応可能になります。



女性スタッフによる温かみのある対応

お部屋の中の作業は女性スタッフが中心になって行います。
男性に見られるのは・・・というお声に配慮しております。



スペシャリストによる確かな技術

遺品整理士、事件現場特殊清掃士などの遺品整理に欠かせない技術を持ったスペシャリストが遺品整理、生前整理、特殊清掃を行っております。



SDGsへの取組み

家具や雑貨は海外に輸出してリユースし、家電、衣類、紙は可能な限りリサイクルします。大切にしていた品物を捨てるのではなく『つなぐ』それも我々の使命だと考えています。

古物商許可証 千葉県公安委員会許可 第441400001439号 一般廃棄物は提携業者に委託しています

株式会社AGOT(アゴット)

☎ **0120-944-633**

✉ agotplanning@gmail.com

🌐 <https://agot-chiba.com/>

📍 〒264-0028 千葉県千葉市若葉区桜木6丁目21-3

【受付時間】 8:00 ~ 20:00

詳しくはHPをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶



相続・身元保証

すべてのお手続きをお任せ下さい

相続不動産の名義を変更したい。

土地や建物を売却して相続人で分けたい。

預金の解約手続きをしたい。

相続税の申告をしたい。

相続放棄をしたい。

「争族」がとても心配…

家族に代わり寄り添い支えてほしい。

司法書士・土地家屋調査士・行政書士・弁護士・税理士・
社会保険労務士・愛の会(高齢者等終身サポート事業)が

ワンストップでご対応いたします。

40年以上
の実績

各専門家
との
スムーズな
連携

初回
相談無料

／ お気軽にお電話ください ／

おもいをつなぐ専門家集団

茂原 相続相談センター

代表司法書士：千葉司法書士会 浅井 優彦 (運営:最首総合事務所グループ)

受付時間:9:00~17:30 Mail:chiba-souzoku@s-s-j.co.jp

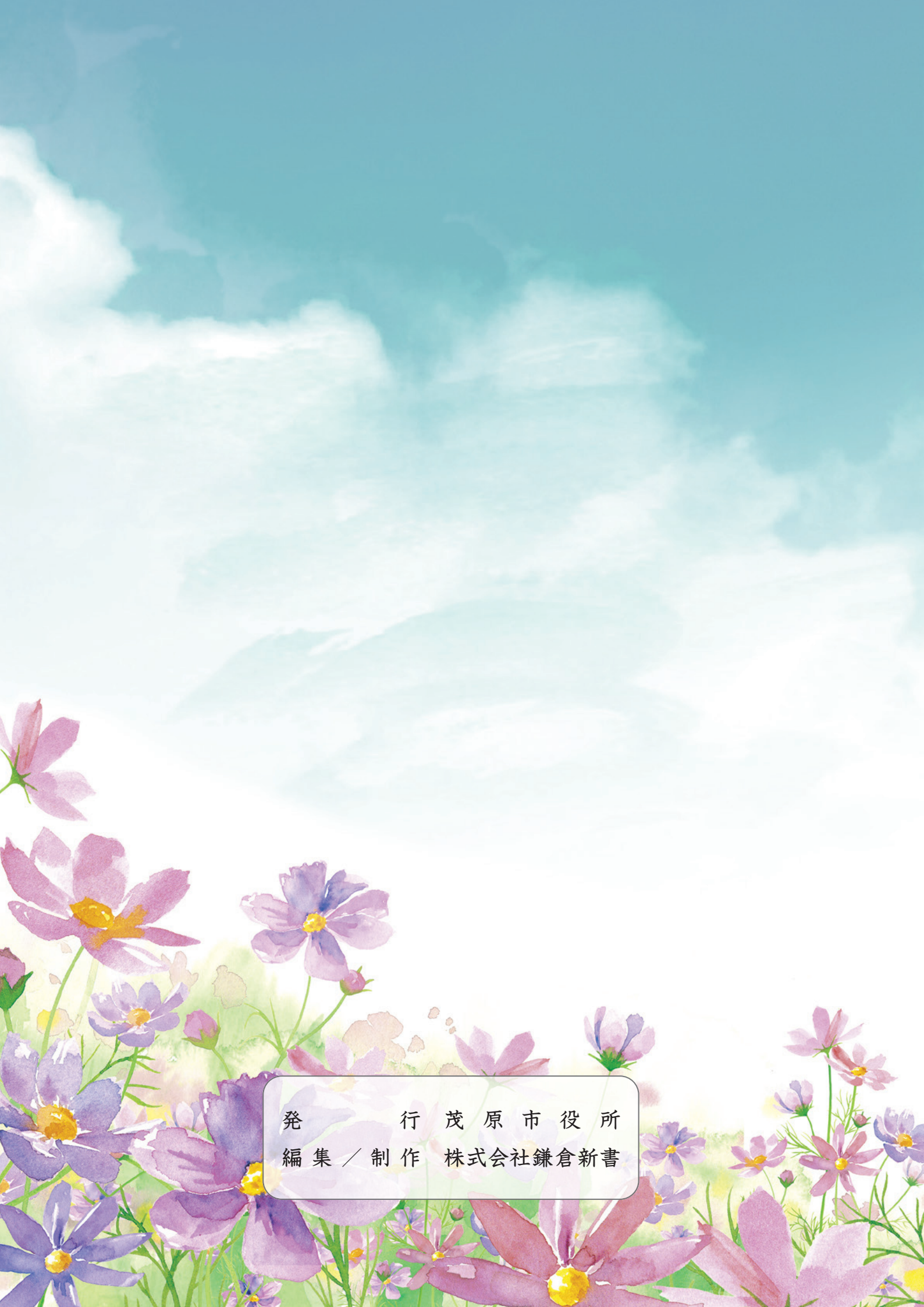
TEL:0800-888-7300

茂原市上林170 (敷地内無料駐車場あります。)

Saishu

ホーム
ページは
こちらから





所 役 市 原 茂 行
新 書 倉 鎌 社 有 限 公 司 制 作 / 集 編